

第431回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 3 1 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和2年1月27日
2. 開催場所 北公民館 会議室1号・2号
3. 開会時刻 午前 9時30分
4. 閉会時刻 午前 11時00分
5. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 秀夫
6. 議長の氏名 農業委員会会長 石川 秀夫
7. 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田 純一	出		10	塩野 謙吉	出	
2	中野 一明	出		11	渋谷 武	出	
3	矢部 節	出		12	石川 秀夫	出	
4	吉崎 一行	出		13	栗原 明	出	
5	鈴木 一	出		14	今野 英子	出	
6	関根 誠	出		15	山田 哲也	出	
7	長岡 清	出		16	粕谷 貞夫	出	
8	須賀 庄次郎	出		17	米原 民子	出	遅参
9	内田 光夫	出	途中退席				

8. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	宇津克巳	主査	榎本亮太
副事務局長	石田秀樹	主事	酒井亮
主幹	山本勇志	主事	山本和慶
副主幹	廣川慎司	主事補	飯島佑加
主査	河野敏浩		

10. 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年1月27日第431回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11. 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 栗原 明

委員 今野 英子

委員 粕谷 貞夫

12. 議決事項及び議事の要領

報 告 第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書12月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計3件、3筆である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計6件、8筆である。農地改良届については、合計14件、20筆である。農地法第3条の規定による許可指令書取消願については、合計1件、1筆である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計11件、11筆である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計22件、139筆である。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議 案 第 1 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「本議案の整理番号2番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号2番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号2番は2筆、3,410㎡で、約4年の賃借権設定の申出で

ある。借受人は、現在 57 歳で、農業従事日数は、年間 150 日以上、家族と共に約 185 アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約 2 km である。以上のことから、整理番号 2 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 2 番について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 1 号、整理番号 2 番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号 1 番から事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 6 件、総筆数 19 筆、総面積 21,353 m²について申請があった。『使用貸借権設定』が 4 件、『賃借権設定』が 2 件である。

1 月総会で審議する申出は『新規』における『使用貸借権設定』及び『賃借権設定』で、令和 2 年 2 月 15 日から契約期間が設定されるものになる。今回の申出は、すべて借り手の要件を満たしている。新規の申出のため、借り手の経営状況について読み上げる。整理番号 1 番は 3 筆、6,079 m²で、約 4 年の賃借権設定の申出である。借受人は、現在 25 歳で、平成 25 年 5 月から平成 31 年 3 月まで認定農業者のもとで農作業に従事しており、期間中は、露地野菜の作付けを行い、収穫物については直売所に出荷していた。農業用機械については、近隣農家との間で貸借していた。農業経営に対する意欲は、十二分に感じられ、継続的な農業経営が期待できる。現在は、新規認定農業者の手続きを行っているとのことである。通作距離は、約 2 km である。整理番号 2 番については、先ほど審議したとおりである。整理番

号3番は6筆、4,703㎡で、約4年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在35歳で、世帯の合計従事日数は、年間150日以上、家族と共に約197アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約1kmである。整理番号4番から6番は同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号4番は5筆、4,248㎡、整理番号5番は2筆、1,942㎡、整理番号6番は1筆、971㎡で、それぞれ約3年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在41歳で、農業従事日数は、年間150日、家族と共に約168アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、整理番号2番から4番ともに約500メートルである。以上のことから、先ほど審議した整理番号2番を除く、整理番号1番から6番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。1月24日に申請地にて、隣の地区の農業委員と農地利用最適化推進委員と共に話を聞いてきた。借受人は25歳で県外の非農家出身であるが、父親も農業の理解者であるとのことで、市内の農園で6年間農業に従事してきた。今回の申請理由は、新規就農者として独立したいとのことである。申請地近くの農家の方から農機具等も貸してもらえるとのことであり、営農を開始するにあたって問題ないことを確認してきた。今後は規模を拡大し、雇用等も視野に入れているとのことであった。また、借受人の父親も週に2、3日手伝ってくれるとの話であった。そして、借受人は農業を知らない人へ、農業の重要性や魅力などを発信することに関して関心を持っているようであった。以上のことから、地元委員としては問題ないと判断する。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号2番を除く、整理番号1番から6番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議 案 第 2 号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、整理番号5番が、令和2年1月22日付けで取願が提出されたため、件数4件、筆数15筆、面積11,974㎡についての申請があった。整理番号1番については、令和元年9月に許可されたが、計画変更のため取消しをし、再度申請されたものである。申請地は親と子の共有名義であり、譲渡人である子は遠方に住んでおり耕作ができないため、譲受人である親に農地を集積するための所有権移転である。9筆、6,442㎡の申請である。譲受人は、現在88歳で、農業従事日数は年間180日、約263アールの農地を耕作する農家である。通作距離は約1kmである。整理番号2番については、経営拡張のため所有権移転、4筆、3,992㎡の申請である。譲受人は、現在59歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約46アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。なお、当申請が許可された場合、申請人の経営面積は約86アールとなり、下限面積50アールを満たすことになる。整理番号3番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、1,144㎡の申請である。譲受人は、現在64歳で、農業従事日数は年間300日、家族と共に約210アールの農地を

耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約100mである。整理番号4番については、経営拡張のため所有権移転、1筆、396㎡の申請である。譲受人は、現在74歳で、農業従事日数は年間280日、家族と共に約170アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約300mである。整理番号5番については、令和2年1月22日付けで取下げである。以上のことから、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、調査報告する。1月18日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。整理番号2番は4筆、3,992㎡の申請である。譲受人は現在59歳であり、妻と共に約46アールの田畑を耕作している。世帯の農業従事日数は150日以上、通作距離は約1km、取得する予定の田は、水稻を栽培することである。米作りに必要なトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等をすべて確認してきた。本人の性格は、真面目で温厚であり、地元では中心的な存在である。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号3番について、調査報告する。譲受人は、現在64歳であり、農協等の役員も行っている方である。経営面積は210アールで、野菜を作付けしており、所有農地は綺麗に耕作し、管理している。以上のことから、地元委員としては問題ないと判断する。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、取下げのあった整理番号5番を除く、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各

号にそれぞれ該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議 案 第 3 号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案については、件数1件、筆数1筆、面積820㎡についての申請である。整理番号1番については、貸駐車場に使用のため1筆、820㎡の申請である。現在申請地周辺地域は住宅が密集しており、十分な駐車場が確保できないとの声が近隣住民からあることから場所を探していたところ、申請地が適地であると考え、地権者に対して要望し、今回の申請に至った。農地区分については第2種農地であると考えられる。以上のことから、整理番号1番については、立地基準および一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号それぞれに該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号1番については、総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。

議 案 第 4 号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数18件、筆数32筆、面積11,186.29㎡についての申請があった。整理番号1番については、駐車場敷地拡張のため賃借権設定、2筆、941㎡の申請である。譲受人は昭和59年11月に設立し、イベントなどの催事用具のレンタル、リース及び販売を主な業務としている。現在申請地の東側には同法人が借り受けている敷地があるものの、一部所定の敷地内駐車場には資材を置いており、狭隘化していることから車両の一部は敷地から離れた契約駐車場に駐車している状態で、業務の効率が低下している。そのため、駐車場を探していたところ申請地が見つかったため、賃借にて借り受け34台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存施設敷地面積の2分の1を超えないため不許可の例外に該当すると考えられる。なお、令和元年12月26日付けで農振除外されており、「やむを得ない」との委員会の意見が付されている。整理番号2番については、資材置場敷地拡張のため所有権移転、1筆、786㎡の申請である。譲受人は、昭和60年9月に設立し非鉄金属、古繊維の回収、加工及び販売を主な業務としている。現在申請地の南側には譲受人が所有する資材置場があるものの、業績の好調に伴い既存の敷地内だけでは対応しきれず、やむを得ず高積みをしていることで非常に危険な状態となっている。そのため、適地を探していたところ申請地が見つかったため、売買にて取得し敷地拡張をしたいとの申請である。農地区分については第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存施設敷地面積の2分の1を超えないため不許可の例外に該当すると考えられる。なお、令和元年12月26日付けで農振除外されており、「やむを得ない」との委員会の意見が付されている。整理番号3番については、住宅新築の

ため使用貸借権設定、1筆、248㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号4番については、住宅新築のため使用貸借権設定、1筆、296㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、南側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号5番については、米貯蔵施設新築のため賃借権設定、1筆、710㎡の申請である。譲受人は、個人事業主として昭和16年から米の買上げ、卸売りを主な業務としている。現在は倉庫を借りて米の貯蔵を行っているが、倉庫の老朽化に伴い取り壊すことになり返却せざるを得なくなったため、代替地を探していたところ申請地が見つかったため、賃借にて借り受け、米を貯蔵するための倉庫を新築したいとの申請である。農地区分については、第1種農地に該当すると考えられるが、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものに該当するため、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられる。整理番号6番については、住宅新築のため使用貸借権設定、5筆、497.29㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した親族のための住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、西側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号7番について

は、太陽光発電設備設置のため所有権移転、1筆、1,110㎡の申請である。申請者は、かねてから再生可能エネルギーに興味を持っていた。そんな折に太陽光発電の存在を知り、設置すれば環境にやさしい社会作りに貢献できると考え、太陽光発電設備の設置を計画した。そこで日光を遮断する障害物がない申請地が適地と考え、売買にて取得し太陽光発電装置を設置するとの申請である。太陽光パネルは300枚を設置、発電出力49.50kWであり、発電で得られた電力の全量を電力会社へ売電する計画である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。

整理番号8番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、319㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の祖父母の自宅に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号9番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、249㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て南側水路へ放流する計画である。整理番号10番については、駐車場敷地拡張のため所有権移転、1筆、14㎡の申請である。譲受人は昭和58年1月に設立し、洋蘭を主とする花の販売を主な業務としている。現在申請地の隣地には同法人が借り受けている駐車場があるものの、狭隘化していることから車両の一部は道路上に一時的に駐車していることで非常に危険な状態となっている。そのため、駐車場を探していたところ申請地が見つかったため、売買にて取得し6台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号11番については、住宅新築のため所有

権移転、1筆、468㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て東側道路側溝へ放流する計画である。整理番号12番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、245㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、南側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号13番については、資材置場兼駐車場敷地拡張のため所有権移転、1筆、1,612㎡の申請である。譲受人は平成16年5月に設立し、畳の製造、販売及び修理を主な業務としている。現在申請地の西側には譲受人の事務所があるものの、業績の好調に伴い、取扱資材の増加や使用車両の増台により既存の敷地内だけでは処理できず、業務に支障を来している。そこで、適地を探していたところ申請地が見つかったため、売買にて取得し資材置場と18台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号14番については、農地改良のため一時使用貸借権設定、6筆、1,970㎡で、許可後6箇月間の一時転用の申請である。申請地は、水捌けが悪いため、雨が降ると排水できず、耕作に支障をきたしている状況であることから、良質土により60cmの盛土を行い、畑として使用するとの地主の意向により申請されたものである。工事完了後は、麦の作付けを行う計画である。農地区分については、農用地区域内であることから農地の転用は原則不許可だが、一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことに該当すると考えられる。整理番号15番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、275㎡の申請である。譲受人は現在

借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、南側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号16番については、資材置場兼駐車場に使用のため所有権移転、1筆、959㎡の申請である。譲受人は平成19年5月に設立し、金属加工業を主な業務としている。現在申請地の北側には譲受人の事務所があるものの、手狭であることから、資材置場についてはこれ以上置くスペースがないため取扱量を抑えて生産していること、駐車スペースに関しては近隣の月極駐車場へ駐車している状態である。現在の資材取扱も効率が悪いこと、月極駐車場は今年の3月で契約が切れることから適地を探していたところ申請地が見つかったため、売買にて取得し資材置場と9台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号17番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、210㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家近く、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、南側道路側溝へ放流する計画である。整理番号18番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、277㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、北側水路へ放流する計画である。以上のことから、整理番号1番から18番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないこと、ま

た総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」

との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号7番について、調査報告を行う。譲受人は県外に住む42歳、譲渡人は市内に住む93歳である。1月24日に譲受人と代理人から話を聞いてきた。太陽光発電施設設置により、隣接農地や近隣住民に迷惑が掛からないように管理をするとの話であった。また、いつでも連絡が取れるようにするとの体制で、太陽光発電施設を設置する場所に、連絡が取れるような看板を設置するとのことである。また、雨水は市の指導に従って敷地内処理するとのことである。何かあった時の対応は間違いのないようお願いしたいということを強く要望した。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号13番について、調査報告を行う。1月19日に現地を調査してきた。作業場を確認したが、物資がいっぱいで身動きも取れないような状態であった。事業内容としては、昼の製造、昼の表替え、リフォームなどを行っている。今回、譲渡人の快諾が得られたため、駐車場と資材置場や大型トラックの搬出搬入スペースとして使うとのことである。駐車場は、会社の作業車、従業員の車を駐車する。雨水排水については宅地内で適正に処理するとのことである。その後、譲渡人にも話を聞いてきたが、高齢で耕作が難しいため、今回譲渡するとのことであった。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。続いて整理番号14番について、調査報告を行う。1月18日に譲渡人に話を聞いてきた。申請地の南側にある農地はすでに農地改良を行っており、そこから水が流れてきて水が溜まってしまうため、土を盛って野菜を耕作するとの話であった。耕作土については良質な土を使用するとのことであった。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から18番について農地転用に
関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこ
と、また、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号7番、13番につい
ては、「雨水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」、整理番号
14番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」
と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相
当とし、整理番号7番、13番、14番については条件を付すことに決定する。

議 案 第 5 号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は、「令和元年10月に、大分県別府市、奈良県安堵町の農業委員会会長な
どが農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生した。これを
受け、全国農業会議所では令和元年11月28日に開催された全国農業委員会会長
代表者集会において『農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ』を決議
し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認した。これを踏
まえ、埼玉県農業会議を通じ、全国農業会議所から本決議の趣旨に則り、各農業委
員会の総会において決議を行うよう依頼があった。決議の内容については、県農業
会議を通じ、全国農業会議所から示された例のとおりである。」と説明を行った後、
議案の朗読を行った。

議長は、意見を求めたところ、特に意見がなかったため、採決に入る旨を告げ賛
成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり決定する。

13. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第431回
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

14. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和2年2月3日

議長 石川 秀夫 印

委員 栗原 明 印

委員 今野 英子 印

委員 粕谷 貞夫 印
